



いる。

### (3) 走行中貸切バスの出火事故

～使用状態を考慮した点検・整備の徹底を！～

8月23日午前10時40分頃、長野県で走行中の貸切バスにおいて、排気管から白い煙が出ていたため、バスを路肩に停車させ乗客を避難させた。

この事故によるケガ人はなかった。

乗客は、他の車両に分乗してもらい旅行を継続した。

事故の原因等詳細について、警察等が更に調べを進めている。

(車両情報)・車名：日野 ・型式：U-RU1HHAB

・初度登録年月：平成7年8月（14年経過）

### (4) 貸切バスのトンネル側壁衝突事故

～運転者に対し、基本的運転操作の遵守について指導・監督の徹底を！～

8月23日午後2時05分頃、岐阜県で貸切バスが対面通行道路の中央線に設置されたポールに接触しそうになり、ハンドルを左に切ったところトンネル脇の作業用通路に乗り上げ、トンネル側壁に接触した。

この事故で、当該バスの運転者、添乗員、乗客40名の計42名のうち、乗客1名が手の指を骨折する重傷、乗客4名が割れたガラスで手を切るなどの軽傷を負った。

貸切バス運転者は、これからの運行経路のことを考え運転していたことにより、事故を起こしたとの情報もあるが、事故の原因等詳細について、警察が調べを進めている。

### (5) タクシー運転者のひき逃げの疑い逮捕

～運転者に対し、事故が起きたときの負傷者の救護義務の指導・監督の徹底を！～

8月24日午後4時00分頃、東京都でタクシーが歩行者を撥ねたもの。

この事故で、歩行者が死亡した。

タクシー運転者は、タクシーが何かに接触したが人だと思わず、そのまま営業を継続していたが、その後の警察の調べにおいて、道路交通法違反（救護義務違反）の疑いで逮捕された。

タクシー運転者は、容疑を否認している模様で、事故の原因等詳細について、警察が更に調べを進めている。

### (6) 大型トレーラの追突事故

～運転者に対し、基本的運転操作の遵守について指導・監督の徹底を！～

8月25日午前7時50分頃、鹿児島県でスクールバス（自家用）に大型トレーラ（粉流体運搬フルトレーラ）が追突し、その弾みで、スクールバスが前方の乗用車に追突した。

この事故で、スクールバスの乗客16名と追突された乗用車運転者の計17名が軽傷を負った。

大型トレーラ（粉流体運搬フルトレーラ）運転者は、前方を注視していなかったとの情報もあるが、事故の原因等詳細について、警察が調べを進めている。



## 【2. 重大事件情報＝2件】（8月21日～8月28日分）

- (1) タクシー運転者の自家用自動車での事故により無免許運転発覚逮捕  
～点呼時において、各運転者に対し運転免許証の確認を！～

8月24日午前5時40分頃、北海道で軽乗用車がセンターラインをはみ出し、対向車線を走行してきた乗用車と衝突した。

この事故で、乗用車運転者が首などに軽傷を負った。

軽乗用車運転者は、警察の調べにより、タクシー運転者であることが確認され、また、無免許運転であることが発覚し、道路交通法違反（無免許運転）の容疑で現行犯逮捕されたもの。

タクシー運転者は、人身事故を起こし、今月から免許停止中であったが、この日、午前5時頃までタクシーを乗務した後、軽乗用車（自家用車）で自宅に帰宅する途中に当該事故を起こしたものである。

事故の原因等詳細について、警察が更に調べを進めている。

- (2) バス運転者が偽造した免許証で観光バスを運行逮捕  
～点呼時において、各運転者に対し運転免許証の確認を！～

8月27日、偽造した運転免許証を示してバス会社に就職し、無免許で観光バスを運転したとして、偽造有印公文書行使などの疑いで観光バス運転者が逮捕された。

情報によると、去る1月20日、観光バス会社が運転手採用面接を行った際、当該運転者が偽造した大型二種運転免許証を提出。同社に入社後の4月27日に無免許で観光用のマイクロバスを運転した疑いが持たれている。当時、乗客はいなかったとのことである。

なお、当該運転者は、6月下旬に個人的な理由で解雇されており、それまでの間に100回以上無免許で観光バスを運転していたとされている。

## 【3. 「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの取組状況等に関する実態調査」の結果について】のお知らせ

国土交通省では、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」に関し、関係事業者の認知状況、当該ガイドラインの実施状況等を把握するため、これら関係事業者に対し、アンケート及びヒアリングによる調査を実施し、その結果を取りまとめましたので、お知らせします。

国際海上コンテナの陸上における安全輸送に関しては、平成17年12月に、関係省庁及び関係団体から構成される「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ワーキンググループ」において、国際海上コンテナの陸上輸送における安全対策に関して関係者がそれぞれ取り組むことが望ましい具体

的措置等を定めた「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」が策定され、関係団体及び関係事業者等に対しガイドラインの周知徹底に努めています。

調査結果の概要等について、詳しくは、ホームページをご覧ください。

( [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000021.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000021.html) )



**【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】**

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

\* このメルマガについてのご意見は、<jiko-antai@mlit.go.jp>までお寄せください。

自動車交通局ホームページ ( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

バックナンバー ( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/backnumber.html> )

